**-------------------------**

**規則**

**-------------------------**

高知県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年４月１日

高知県知事　濵田　省司

**高知県規則第22号**

**高知県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県獣医師修学資金貸与条例施行規則（平成４年高知県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１条及び第11条」を削る。

第２条中「第６条」を「第６条第１項第７号」に改める。

第３条第１項第１号中「学業成績証明書」を「学業成績を証明する書類」に改め、同項第２号中「保健所又は国立若しくは公立の医療機関において」を「医療機関又は大学の校医が」に、「健康診断書」を「健康診断書（同様式によらない場合にあっては、同様式において証明すべき事項を全て記載したものに限る。）」に改め、同項第５号中「必要と」を「必要があると」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号の次に次の１号を加える。

(５)　大学の在学証明書（大学の学年を確認することができるものに限る。第16条において同じ。）又は入学許可証の写し

第３条第３項中「特に」を「特に修学資金の」に、「に規定する」を「の規定による」に改める。

第５条第２項中「６月末日」を「７月末日」に改める。

第７条中「不適当を」を「不適当であると」に改める。

第10条の見出しを「（貸与の辞退）」に改める。

第11条第１項中「規定により」を「規定に基づき」に改める。

第12条中「第７条」を「第７条第１項」に改める。

第16条の見出し中「学業成績証明書等」を「学業成績を証明する書類及び在学証明書」に改め、同条中「証する書面及び第３条第１項第２号に掲げる健康診断書」を「証明する書類及び在学証明書」に改める。

第17条の見出しを「（委任）」に改め、「条例の施行」を「修学資金の貸与及び返還」に改める。

別記様式を次のように改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

規　則

◎高知県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則